

議案第14号

富士見市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について

富士見市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、富士見市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。